

- ◇本庁舎 八幡小路7-1
☎② 1111/Fax ⑦ 2577
- ◇表郷庁舎 表郷金山字長者久保2
☎③ 2111/Fax ③ 2234
- ◇大信庁舎 大信増見字北田58
☎④ 2111/Fax ④ 2409
- ◇東庁舎 東釜子字殿田表50
☎④ 2111/Fax ④ 3584



ごみの収集・受入

◁ごみ収集の様子

年末年始のごみの収集等をお知らせします

■年末年始のごみの収集・受入

●ごみの収集（指定袋で集積所に出す場合）

①白河地域

- ▷年末 12月29日(火)の資源ごみで終了
- ▷年始 1月4日(月)の燃えるごみから開始

②表郷・大信地域

- ▷年末 12月30日(水)の資源ごみで終了
- ▷年始 1月4日(月)の燃えるごみから開始

③東地域

- ▷年末 12月30日(水)の資源ごみで終了
- ▷年始 1月5日(火)の燃えるごみから開始

●ごみの受入（西白河地方クリーンセンターに直接持ち込む場合）

日にち	業務時間
12月26日(土)	午前9時～正午
12月27日(日)は休業	
12月28日(月)～30日(水)	午前9時～正午 午後1時～4時
12月31日(木)から1月3日(日)までは休業	

※1月4日(月)からは、通常通りの受け入れを行います。

■家電リサイクル法対象製品の廃棄方法

- 対象製品 エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機

●廃棄方法

《古い製品を処分する場合》

次の方法で処分することができます。いずれの場合も、事前に郵便局で家電リサイクル券の購入が必要です。

- ▷当該製品を購入した販売店に処分を依頼する
- ▷西白河地方リサイクルプラザに自己搬入する
- ▷本庁舎生活環境課または各庁舎地域振興課で戸別収集の申し込みを行う

《買い替えの場合》

新たな製品を購入する販売店に引き取りを依頼してください。

■パソコンの廃棄方法

パソコンは、従来のメーカーに引き渡す処分方法に加え、次の方法でも廃棄できます。

- ▷不燃ごみ収集日に、指定の「燃えないごみ袋」に入れて集積所に出す
- ▷指定ごみ袋に入らない場合は、本庁舎生活環境課ま

たは各庁舎地域振興課に戸別収集を申し込むか、西白河地方リサイクルプラザに自己搬入する

※マウスやキーボード、ケーブルなどの付属品も合わせて処分できます。

☎本庁舎生活環境課 ☎②1111 内2165 / 各庁舎地域振興課 表郷 ☎③2112 大信 ☎④2113 東 ☎④2112 / 西白河地方クリーンセンター・リサイクルプラザ ☎④3558